

議事要旨(2) リース会計専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、IASB/FASB の改訂公開草案に対するコメント文案についてのリース会計専門委員会における検討状況の概略について説明があり、これに続き、神谷シニア・プロジェクト・マネージャーより、説明資料〔審議事項(2)〕に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、リース会計基準の改訂によるコスト便益を考慮する時には、財務諸表の作成コストだけではなくリースによる設備投資が縮小してしまう危惧のような産業的なコストに対する懸念も、全般的なコメントとして含めることを検討すべきとの意見が述べられた。
- 同委員より、日本においては多くの場合、借手のリースが財務諸表の利用者の判断を誤らせるほどにオフバランスになってはいないと考えられることから、借手のリースを原則としてすべてオンバランスにすることによる便益を、財務諸表の作成者のコストが上回る可能性があることの懸念についてコメント文案に追加することを検討すべきとの意見が述べられた。これに対し事務局からは、コメント文案では市場関係者からの意見として作成者の懸念を取り上げることが検討したいとの回答があった。
- ある委員より、今回のコメント文案では、ASBJ 自体のスタンスが必ずしも明らかでなく、この点についてより明確に記述することを検討してはどうかとの意見が述べられた。
- 同委員より、現行の IAS 第 17 号におけるファイナンス・リースよりも多くのリースを借手の資産及び負債として認識することが財務情報の改善につながると考えている旨のコメント文案に関連して、リースとサービスの中間的な契約があることを考慮すると、2 種類のリースの線引きの変更により財務情報の改善を狙うアプローチ自体について懐疑的であると考えているとの意見が述べられた。これに対し事務局からは、リースの線引きをしない場合には、現行のリースの線引きを維持するか、または、借手のリースのすべてを原則としてオンバランスするという結論に至る可能性があるため、現時点では、リースの線引き無しにするのは困難と考えているとの回答があった。
- 同委員より、使用权モデルが会計理論的により良いモデルかどうかについて懐疑的な見方もあるため、「使用权モデルを適用することにより、リースに関する財務情報を改善するという両審議会の提案する方向性を引き続き支持する」というコメント文案については、使用权モデルに言及せずにリースに関する財務情報を改善すると

いう目的自体を支持する旨のコメント文案にとどめてはどうかとの意見が述べられた。これに対し事務局からは、コメント文案の書きぶりについて検討したいとの回答があった。

- ある委員より、改訂公開草案の本文には解約不能リースの定義が含まれずに付録 B 及び結論の背景にこれに関する記述があることと、当該記述が不明確であることについて、リースを明確に識別するためには本文に明確に解約不能リースの定義を含めることが必要であると考えたとの意見が述べられた。
- 同委員より、改訂公開草案の第 7 項(a)によると、契約がリースを含む場合の要件の 1 つとして、契約の履行が特定された資産の使用に依存することが提案されているが、借手にとっては、資産が特定されているか否かに関わらず、経済的実態は同様と考えられるため、同項(a)がリースを含む場合の要件とされているのは疑問であるとの意見が述べられた。これに対し事務局からは、同項(a)の要件がない場合には、原資産が入替え可能である通常はサービスであると考えられるような契約がリースを含むという結論にもなり得るため、当該要件が提案されていると考えられるとの回答があった。
- ある委員より、コメント文案の第 21 項において「典型的なサービス契約においても、解約不能期間がある場合には、顧客はサービス開始時に何らかの権利を支配していると考えられる。すべてのリースをリース開始時に支配が移転したと考え資産及び負債を計上する場合、このような解約不能なサービス契約との間に取扱いの不整合が生じることとなる。」とあるが、「何らかの権利」について、債権以外の具体的にどのような権利なのかを書かないと説得力のある主張にならないとの意見が述べられた。

最後に、小賀坂副委員長より、今後、頂いた意見を事務局で検討した上でコメント文案を更新していく旨の説明がなされた。

以 上